

**【問3】**：質問が正しければ番号の後に○，誤りなら×を記入し，学習の感想を記載

- 1 **【×】** 現代の書家が、平安時代の高僧の書を忠実に写した書は、著作物として保護される。**忠実に写すと思想又は感情が表現されていない**
- 2 **【×】** 青空文庫は、著作権の保護期間が切れたものや著作者が権利主張をしないと保証するものを集めたものであるから、これらの著作物を朗読してCDに記録したのものには、著作権が発生しない。**文庫の著作物は自由に利用できるが、朗読により伝達権が発生する。伝達権は著作隣接権であり厳密に表現すると著作権と区別する必要があるが、単に著作権との表現では著作隣接権も含むと考えるのが適切**
- 3 **【×】** 特許庁が発行した特許白書は、著作物として保護されない。**官公庁の発行物は、普及が第一の目的である法律や通達の類が著作物の目的とならない。**
- 4 **【○】** サーカスの曲芸や奇術は実演として保護される。**舞踊の著作物に該当**
- 5 **【○】** 算数や数学の教科書は、通常著作物となることはない。**独創的な表現は困難であるのが通常である。**
- 6 **【×】** パソコンの印字用フォント（書体）は、著作物として保護されることはない。**美術的作品として鑑賞に値すれば、保護されることがある。**
- 7 **【○】** 人気アニメのキャラクター絵柄は著作物であるが、シャーロックホームズのキャラクターは著作物ではない。**キャラクターは性格であり、思想そのもので表現されたものと言えない。**
- 8 **【×】** 住宅会社が売り出しているプレハブ住宅は著作物である。**売り出している住宅は一般住宅であり、工業的であり著作権の対象とならない。ただしそのパンフレットは著作物となり得る。**
- 9 **【×】** 自動車メーカーが売り出しているファミリーカーのデザインは著作物である。**工業的に生産される物は著作権の対象外である。**
- 10 **【×】** 裁判所の判決は著作物であり、民間の出版者が編集した著作権重要判例集は著作物でない。**判決は著作権法で保護される著作物ではなく、編集されたものは著作物となる。**
- 11 **【×】** 新聞、雑誌等の見出しは著作物となる。**見出し自体は思想又は感情を創作的に表現したものといえず、著作物に該当しない。**
- 12 **【×】** 著作権が有効な著作物を利用する場合には、著作者の了解を得ていれば、問題となることはない。**著作者でなく権利を有する著作権者の了解が必要**
- 13 スライド4ページにあげた言語の著作物は著作権を主張できる著作物と言えますか。**省略<理由を考え解答のこと>**
  - 1 \_\_\_\_\_ 書簡      2 \_\_\_\_\_ 日記・日誌      3 \_\_\_\_\_ 評語・キャッチフレーズ
  - 4 \_\_\_\_\_ 題号      5 \_\_\_\_\_ 囲碁・将棋の棋譜      6 \_\_\_\_\_ ネット上のブログ
  - 7 \_\_\_\_\_ 知恵袋の質問・解答      8 \_\_\_\_\_ 顔文字による表現
  - 9 \_\_\_\_\_ カタログ,      \_\_\_\_\_ 立看板,      \_\_\_\_\_ 題号